

平成29年 7月24日

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター
及び地方独立行政法人北松中央病院
評価委員会 委員長 太田博道 様

佐世保市長 朝長 則 男



地方独立行政法人北松中央病院第4期中期目標期間に係る業務実績に関する評価について

標記の件について、地方独立行政法人法第30条第1項の規定により、評価を求めます。

以上

医療政策課

地方独立行政法人法

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行わなければならない。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。